



# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和 6 年  
3 月

## 1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

釜石ガス株式会社様の取組事例を紹介します。

釜石ガス株式会社

### 年間安全衛生管理計画の策定

毎年、基本方針、目標、重点項目、月別重点管理目標及び年間スローガンを記載した年間安全衛生管理計画を作成しています。また、その計画を踏まえて、業務内容が異なる総務部、営業部及び供給部等の部署ごとにも年間計画を作成しています。

2024年度 釜石ガスグループ 安全衛生管理計画

基本方針	目標	重点項目	重点管理目標	年間スローガン
安全衛生を最優先とし、法令遵守を徹底する。	労働災害発生率を前年比で削減する。	労働災害発生率を前年比で削減する。	労働災害発生率を前年比で削減する。	安全衛生を最優先とし、法令遵守を徹底する。

安全衛生の意識啓発のため、年間スローガンを社員ひとり一人から応募し、審査の上優秀作品を決定し、賞品も進呈しています。

2024年度 釜石ガスグループ安全衛生スローガン 応募作品 順位 内容

順位	内容
1	安全衛生を最優先とし、法令遵守を徹底する。
2	安全衛生を最優先とし、法令遵守を徹底する。
3	安全衛生を最優先とし、法令遵守を徹底する。
4	安全衛生を最優先とし、法令遵守を徹底する。
5	安全衛生を最優先とし、法令遵守を徹底する。

### 安全パトロールの実施

安全週間、衛生週間の各準備月間には、安全衛生委員が社内の安全パトロールを行い、安全衛生委員会に報告し、改善後、社長などの管理者による確認を行っています。



コロナの 5 類移行後も、継続して午前 10 時、午後 3 時には窓を開け換気を必ず行っています。

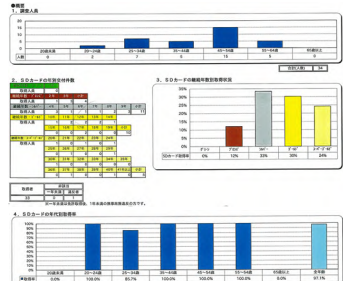
### 交通労働災害防止

社用車全てにドライブレコーダーを設置し、定期的な画像のチェックを行い必要な運転指導を行うなど、社員の安全運転管理を行っています。

### 運転記録証明書の活用

自動車安全運転センターの運転記録証明書を効果的に活用しています。運転記録証明書とは、**会社で一括して社員分を申請し、各社員の過去 5 年分の違反の状況、全社員の交通事故や違反の状況分析、優秀安全運転事業所表彰などを行うものです。申請費用は全額会社が負担し、無事故、無違反の社員に対しては、5 年ごとに会社から報奨金を支給するなど勤務時間内・外の安全運転の意識啓発を図っています。**また、会社として令和 5 年 6 月には優秀安全運転事業所の**金賞（銅賞 銀賞 金賞）の表彰**を受け、次のブロンズ賞に向け取り組んでいます。さらに、社員は SD カードを毎年手にすることができ各種優待制度の利用もできます。

運転記録証明書の活用効果



### 働き方改革

年次有給休暇の使用状況を起算日から 6 か月経過後、9 か月経過後、11 か月経過後に確認し、使用が低調な社員には使用を促し、最低 5 日の取得を達成しています。

**男性の育児休暇**の利用促進を図っていたところ、今年 2 月に 1 か月間、**初めて休暇を取得**しています。



## 2 労働災害発生状況

岩手労働局の発表もご確認ください。

### 【令和 5 年労働災害（1 月末現在）】

8 2 件（コロナ除き 77 件）（前年同期 1 2 2 件（同 92 件））  
死亡災害 0 件（同 3 件）

### 【令和 6 年労働災害（1 月末現在）】

3 件（前年同期 1 件）  
死亡災害 1 件（同 0 件）

### 【1 月届出の労働災害】

早番の出勤時、駐車場が凍っていたため、滑って転倒し左上腕骨（二の腕の骨）を骨折し、休業見込み 2 か月（70 歳代の女性労働者）。

### 3 新たな化学物質規制（改正）

ケミサポ

検索

令和4年5月から順次、化学物質の管理体系の見直し、実施体制の確立、情報伝達の強化等の施行がされています。

	規制項目	R4.5~	R5.4~	R6.4~
管理体系	ラベル表示・通知対象化学物質の追加			
	ばく露を最小限度にすること			
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存			
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（選定マニュアル）			
	衛生委員会付議事項の追加			
	がん等の遅発性疾病の把握強化			
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存			
	化学物質労災発生事業場等への監督署による指示			
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施等			
体制実施	がん原性物質の作業記録の保存			
	化学物質管理者・保護員着用責任者の選任義務化			
情報伝達	雇入れ時等教育の拡充			
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大			
	SDS等による通知方法の柔軟化			
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新			
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			
その他	事業場内別容器保管時の措置の強化			
	注文者が必要な措置を講じる設備の範囲の拡大			
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			
	特殊健康診断の実施頻度の緩和			
	第三管理区分事業場の措置強化			



**対象化学物質の追加**  
 ラベル・SDS 通知、リスクアセスメント対象物質が順次追加  
 改正前・・・674 物質  
 R6.4～・・・234 物質追加予定  
 R7.4～・・・約 700 物質追加予定  
 R8.4～・・・約 800 物質追加予定  
 順次追加後は、約 2,300 種類を超え、さらに、新たに分類する物質も加わっていきます。

**化学物質管理者の選任義務化**  
 リスクアセスメント対象物質を製造、取扱い、譲渡提供する事業者は化学物質管理者の選任が義務化  
 製造事業場・・・専門的講習修了者  
 それ以外・・・資格要件なし（講習受講を推奨）

**保護員着用管理責任者の選任**  
 リスクアセスメント結果に基づき保護員を使用させる事業場では「保護員着用管理責任者」の選任が義務化

化学物質管理に関する相談窓口もあります。

### 4 年5日の年次有給休暇の取得

年次有給休暇が年10日以上付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年5日について取得させることを義務付けられています。起算日が毎年4月1日の労働者の今年度分の取得は済んでいますか？  
 取得がまだなら、労働者に意見を聴き、使用者が取得時季を指定するなどして取得の促進を図ってください。

### 5 賃上げ促進税制の強化

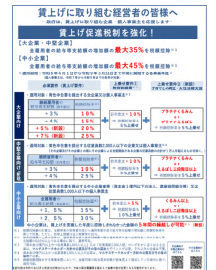
賃上げ促進税制強化のリーフレット

賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

【大企業・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>  
 （個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）



**必須要件（賃上げ要件）**

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+1.5%	15%
+2.5%	30%

**上乗せ要件① 教育訓練費※2**

前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乗せ

**上乗せ要件②（新設）子育てとの両立・女性活躍支援**

くるみん以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能※5（新設）**

大企業向け  
中堅企業向け  
はこちら



中小企業向け  
はこちら

